2019年1月31日

岡山県知事

伊原木隆太様

民主県政をつくるみんなの会

代表委員　中島純男

植本完治

大西幸一

佐古浩之

豊田依子

花田雅行

鷲尾　裕

安心して暮らせる岡山へ、災害からの復旧・復旧に向けた要求書

　日ごろから県民の暮らし向上にご努力されている事に敬意を表します。昨年7月の西日本豪雨災害は県内に甚大な被害をもたらしました。一日も早い復旧・復興が求められ、県においても補正予算や新年度予算で対応されていることと思います。

　しかし家屋の半壊・全壊等甚大な被害を受けた方は、何もないところからの出発で、1万人近い方が避難所での生活をよぎなくされています。引き継く支援がもとめられています。さらに河川改修など安心して暮らせる地域づくりも緊急に進める必要があります。

　また、避難は住民の責任ではなく公的責任を明らかにして取り組むことが一層重要になっています。

　こうしたことから、新年度予算一般に対する要求とは別に災害に関する要求書を提出しますので県民の生活再建、安全な地域をつくる立場で対応していただくことを求めます。

記

１、従来型の対策では対応できない状況になっている中で、基本方針を素早く出し被災者が将来への展望を持てるようにすることが必要です。被災した人は、現在地に今後も住みたいが、不安があり離れる人も多くなり、その結果ますます人口減少になります。そうした地域にしないために根本的な方策を求めます。

①半壊以上の家屋は土砂がれき塀等すべて、公費で解体、新築の費用補助をすること。

とりわけ被災者生活再建支援法にもとづく支援金300万円を少なくとも500万円に 引き上げる事。また県独自での支援金を創設し被災後早期に支給すること。

②安全な場所に恒常的な避難所を設置すること。例えば高台に設置する場合はその避難所へ行く道路などを整備すること。

③小規模事業者には住家と同じく解体、新築の費用を補助すること。

④支流との合流地点の道路に階段など設置してより高いところへ避難できるようにすること。交通整理で犠牲者が出た個所など高梁川沿いには18m以上の高さに避難できるようにすること。

２、河川の改修などについて

①河川の復旧は現状復旧でなく矢板を打ち込む、河川の拡幅、堤防高を上げる事。とりわけ小田川は18ｍ以上にするなど補強する方向で行うこと。

②河床の土砂撤去、樹木伐採を定期的に行うこと。

③支流との合流地点の土砂の撤去を直ちに行うこと。

④河川の点検を行い、越流や浸透の危険があるところは改修計画を立て計画的に改修を行うこと。

⑤特にたびたび災害を起こしている河川は、抜本的な改修計画を立てる事。

３、避難警報、避難指示などについて

①わかりやすい言葉で伝えるよう改善検討する事。

②豪雨時には聞こえないことが多いので、多様な方法で情報連絡ができるように工夫すること。また、早く出すこと。

４、ダム放流については、住民にはわかりにくく、伝わらないことが多いので改善すること。

①マニュアルどおりにしているというが、マニュアルを住民に明らかにすること。

②事前放流をするなど、何より住民の命を守ることを優先した対応をすること。

③中国電力が管理するダムについても同様に、命を守る対応を最優先することを求めること。

④放流量について「流入しただけ放流している」と言うがそれならダムはいらないのであり、利水を目的でも治水対応できるように改善すること。

５、避難所について住民の日常生活にできるだけ近い環境にすること。

①避難所についてその場所を再検討すること。高校なども含めて検討すること。

②避難所の開設が遅れることなくできる体制を作ること。

③鍵の管理を含め日常的に管理者等に、施設の状況把握・運営のための研修など行うこと。

④冷暖房対策を強化すること。

⑤支援物資は総社市の経験に学んで誰でも自由に必要なものが入手できるようにすること。

６、要支援者に多くの犠牲が出ているもとで対策を強化すること

①要支援者の把握と地域との連携を強化し早めの対応をすること。避難のために自治体でバスなど準備すること。

②避難計画の作成、避難の支援体制の確立、視覚・知的障碍者への支援も計画と支援体制を確立すること。

７、専門家の養成など自治体職員の充実を図ること

①人員削減は限界に来ており、災害に対応できない状況になっている。職員体制の充実を図り、地域事情に詳しい職員を配置すること。県から必要な人的支援をすること。

②県下の自治体で技術系職員を採用し、災害に対応できる体制、技術を継承できるようにする指導援助をすること。

③被災住民の立場に寄り添った対応を一層重視すること。

８、ハザードマップなどについて

①海抜だけでなく、川底からの高さ（比高）を表示すること。

②この期に改めて住民と協議し作成し全世帯に配布し、日常的に活用するとともに避難訓練を行うよう援助すること。

③ダムや河川に監視カメラを増設して、県民がいつでも見られるようにすること。

④今回災害で水が来た最高点に標識を設置するなど、危険性を目に見える形で後世に残すこと。

９、仮設住宅について

　①基本的には建設型仮設住宅にすること。

　②入居期間は上限2年を必要な期間に延長し被災者が安心して将来設計できるようにすること。

　③みなし仮設住宅に入居している人への個別対応をすること。

10、検証委員会の状況やダム、河川管理に関わる問題などで引き続き懇談に応じること。